

執行部からの意見聴取を行う議員提出条例一覧

- 1 議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例・・・ 1
- 2 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例・・・・・・ 7
- 3 三重県地域産業振興条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 三重の森林づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 三重県地域づくり推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 6 三重県食の安全・安心の確保に関する条例・・・・・・・・・・・・・・ 51

条例の点検・見直しシート

作成年月日		平成24年6月22日		
条例の題名		議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例		
公布日		平成13年3月27日		
直近改正日		改正なし		
整理番号		1		
所管部局課		総務部財政課 (内線) 2119		
条例の概要		地方自治法(昭和22年法律第67号)第98条第1項の規定に基づく議会の検査の充実を図り、議会の議決すべき事件以外の契約及び県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人に係る契約の透明性を高めることにより、契約事務の適正な執行に資するため必要な事項を定めるものである。		
条例の種類		手続型		
視点	項目	回答	検討内容	
① 必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	契約の透明性を一層高め、契約事務の適正な執行に資することは、妥当である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	議会の議決すべき事件以外の契約及び県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人に係る契約の透明性を高めるためには必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に規定されている契約があった場合、知事は速やかに議会に報告している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	いいえ	本条例は、地方自治法第98条第1項の規定に基づき、議会の知事に対する報告請求権を定形化したものである。	
② 適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第98条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定されている契約があった場合、知事は速やかに議会に報告しており、実務上の食い違いはない。	
③ 有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に規定されている契約を議会に報告することは、契約の透明性を一層高め、契約事務の適正な執行に資するものであり、整合は図られている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	契約の透明性を一層高め、契約事務の適正な執行に資することは、県民カビジョンにおける行政運営の取組方向と整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
④ 効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	本条例は、地方自治法第98条第1項の規定に基づき、議会の知事に対する報告請求権を定形化したものである。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
⑤ 公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	契約の透明性を一層高め、契約事務の適正な執行に資することは、全ての県民にとって利益である。	
⑥ その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	その他	理由	特記事項	
			見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無

○議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例の執行状況等について

(単位:件)

定例会	報告番号	①7千万円以上 賃貸借 (第2条第1項第1号)	②地方公営企業 5億円以上工事 又は製造の請負 (第2条第1項第2号)	③2分の1出資法人 5億円以上工事 又は製造の請負 (第3条第1項)	④4分の1出資法人 5億円以上工事 又は製造の請負 (第3条第2項)	議会の意見 (第4条第1項)
1	H13. 3定 報告第21号	2		1		
2	H13. 4定 報告第10号	2				
3	H14. 1定 報告第14号	1				
4	H14. 2定 報告第16号	2				
5	H14. 3定 報告第33号	1	1			
6	H15. 1定 報告第20号	1				
7	H15. 2定 報告第25号	2	1			
8	H15. 3定 報告第14号	1				
9	H16. 1定 報告第20号	2				
10	H16. 2定 報告第24号	1				
11	H16. 3定 報告第16号		1			
12	H16. 4定 報告第15号	1				
13	H17. 1定 報告第19号	2				
14	H17. 2定 報告第18号	2	1			
15	H17. 3定 報告第30号	2				
16	H17. 4定 報告第17号	2	1			
17	H18. 1定 報告第11号		4			
18	H18. 2定 報告第19号	3	1			
19	H18. 3定 報告第41号	4	1			
20	H18. 4定 報告第17号		3			
21	H19. 1定 報告第12号		1			
22	H19. 2定 報告第19号		3			
23	H19. 3定 報告第28号		2			
24	H19. 4定 報告第13号	1				
25	H20. 1定 報告第20号	2	1			
26	報告第21号		2			
27	報告第36号		4			
28	報告第50号		1			
29	H20. 2定 報告第20号	5	2			
30	H21. 1定 報告第44号		1			
31	H21. 2定 報告第29号	3	1			
32	報告第46号	1				
33	H22. 1定 報告第24号		1			
34	報告第56号				1	
35	H22. 2定 報告第19号	2				
36	報告第40号	2	1			
37	H23. 1定 報告第23号	1				1
38	H23. 2定 報告第21号	1				2
39	報告第32号	1				
40	H23. 3定 報告第33号	3				
41	報告第59号	1				
42	H24. 1定 報告第13号	1				
43	報告第45号	1	1		2	
計		56	35	1	6	0

※ ①の7千万円以上の賃貸借の金額基準は、議決事件とされる公有財産取得と同額です。

※ ②③④の5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約の金額基準は、議決事件とされる工事又は製造の請負に係る契約と同額です。

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

1 議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例

(平成13年3月27日公布)

平成12年7月31日の各派代表者会議において、議会の議決事件とならない、地方公営企業の契約、県のリース契約、出資法人の契約について、透明性を高めるべきであるとの発言がありました。

議会は、地方自治法第98条第1項(議会による検査等)に基づき、①県の事務に関する書類及び計算書の検閲、②知事等の執行機関から受ける報告による事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、議会は議決事件以外の契約についても、個別の案件ごとに、この権限により、知事等に対して報告を求めることができますが、これらのうち重要なものについて、議会の調査権限を具体化、定型化するため、本条例が制定されました。

(参考) 条例の検討経過 (抜粋)

- H12. 10. 6 第1回検討会 座長選任、スケジュール確認
- H12. 11.24 第2回検討会 執行部に対する調査結果の検討
- H12. 12.20 第3回検討会 各党派意見の摺合わせ、条例案のたたき台の検討
- H12. 12.21 第4回検討会 執行部意見聴取、計画体系表の策定依頼
- H13. 1. 15 第5回検討会 計画策定表の検討、議決すべき計画の選別
- H13. 2. 8 第6回検討会 執行部との協議
- H13. 2.26 第7回検討会 条例案の確定、スケジュールの確認
- H13.3.22 本会議において可決

※ 地方自治法第98条第1項

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収容委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

1 議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例
(平成13年三重県条例第48号)

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十八条第一項の規定に基づく議会の検査の充実を図り、議会の議決すべき事件以外の契約及び県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人（以下「出資法人」という。）に係る契約の透明性を高めることにより、契約事務の適正な執行に資することを目的とする。

(議決事件以外の契約)

第二条 知事は、県が締結する次に掲げる契約について、締結後速やかに、契約の名称、履行の場所、契約の金額、契約の方法、契約の相手方の住所及び氏名、契約締結の年月日並びに契約の期間（以下「契約の名称等」という。）を議会の定例会に報告するものとする。

- 一 県が賃借人となる予定価格七千万円以上の賃貸借の契約
- 二 地方公営企業の業務に関する予定価格五億円以上の工事又は製造の請負の契約

2 知事は、前項第一号に掲げる契約のうち地方公営企業の業務に関するもの及び同項第二号に掲げる契約については、地方公営企業の管理者からの報告に基づき、同項の規定による報告を行うものとする。

(出資法人の契約)

第三条 知事は、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上の法人（以下「二分の一出資法人」という。）が発注者として県以外の者と締結する予定価格五億円以上の工事又は製造の請負の契約であって、当該契約に係る財源の全部又は一部を県が負担するものについて、当該二分の一出資法人から契約の名称等の報告を求めるものとする。

2 知事は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満の法人（以下「四分の一出資法人」という。）が発注者として県以外の者と締結する予定価格五億円以上の工事又は製造の請負の契約であって、当該契約に係る財源の全部又は一部を県が負担するものについて、当該四分の一出資法人から契約の名称等の報告を求めることに努めるものとする。ただし、四分の一出資法人の運営上支障のある場合又は県以外の出資者の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、前二項の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに議会の定例会に報告するものとする。

(議会の措置)

第四条 議会は、前二条の規定に基づく報告について、必要があると認めるときは、議決により意見を述べることができる。

2 知事は、前項の意見が述べられたときには、その権限の範囲内において、当該意見の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日	
条例の題名	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	公 布 日	平成14年10月1日	整理 番号 2
条 例 番 号	平成14年三重県条例第41号	直 近 改 正 日	平成20年3月26日	
所管部局課	総務部行財政改革推進課	(内線)	2231	
条例の概要	県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定めるとともに、主要出資法人における経営評価の実施を定め、公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県政運営の推進をはかるものである。			条例の 類型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
① 必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県は団体への出資により様々な行政目的の達成を図っており、団体との役割分担や助言等の関わり方を定めること、経営状況の的確な把握を行うことは、公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与するものであり、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県は団体への出資者として県民の利益等を確保する立場に立って、団体が行政目的に沿った運営を行っているかを把握し、今後も的確な助言等を実施する必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例制定以降、団体経営評価を毎年度実施し、必要な助言等を行っている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	県と出資法人との関係については、法令等での規定はないため、指導の透明性や責任の明確化を図るため、条例で規定する必要がある。また、出資法人に団体経営評価の実施を義務付けていることから、条例で規定する必要がある。	
② 適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
③ 有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	県が関与すべき必要な事項について規定し、県と出資法人との関係の透明性の確保をはかるとともに、経営評価の実施について定めることで団体運営の効果的、効率的な実施を促すものであり、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョン「行財政改革の推進による県行政の自立運営」の主な取組である自立的な県行政の運営に寄与するものであり、効果的・効率的な県政運営を図るものである。なお、県民カビジョンでは、これまでの「協働」による取組から「協創」による取組を進めている。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	県と出資法人との関係が不明確なものとなる。	

④ 効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
⑤ 公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	出資法人を通じて実現しようとする効果は、様々な行政目的の達成に資するものであり、限定的ではない。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
⑥ そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	出資法人との協働により県民の福祉を向上させるよう努めるものである。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	改正・ 廃止の 必要は ない。	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	地方自治法施行令の改正により、地方自治法に定める知事の調査権等の対象となる法人を条例で追加できることとなったが、本条例では、既に追加の対象となる法人全てを対象としており、評価等も実施し議会に報告している。 また、「三重県行財政改革取組」において、外郭団体等の見直しを行う中で、新たな経営評価手法の検討を進めていく。	無	無

「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」の執行状況

条例第9条に規定する県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価（団体経営評価）を実施し、その結果を団体運営の改善に活用するなど、必要な助言等を随時実施している。

【団体経営評価について】

「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」第9条に基づき毎年1回実施している。（平成15年度から毎年実施 平成23年度で9回目）

目的：団体の事業の実施状況や目的の達成状況等を明らかにすることで団体運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすとともに、県が団体に対する助言等を適時的確に行っていくために活用する。

対象：以下の主要出資法人

県の出資割合が1/2以上の団体 ……12 団体

県の出資割合が1/4以上1/2未満の団体 ……18 団体

取組内容：

- ① 対象団体は毎年1回、その目的、事業、経営計画、経営状況について評価を行い、県に報告する。
- ② 県は、団体からの報告について「審査及び評価基準等」に基づき、審査及び評価を行う。
- ③ 県は、審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに公表する。

1. 評価方法

(1) 団体自己評価について

団体は、「目的」、「経営計画」、「事業」、「経営状況」の4つの部門について、定められた評価シートの各設問に対し、自らの団体の状況を回答することで評価を行う。

回答により各部門ごとの評価（A～D）及び比率が計算されるとともに、A～Dの評価だけでは評価できない成果や課題などについては、団体自己評価コメント欄に記載する。

(2) 県の審査及び評価について

団体の自己評価に対し、所管部局で総合的に評価を行い、団体の自己評価が妥当なものであるかについて判断するとともに、団体の取組状況や成果等について評価できる点や課題が認められる点についてコメントする。

2. 団体経営評価の活用について

団体経営評価を継続的に実施することにより、団体運営における問題点を自ら把握し、それに対する方針を検討することで団体運営の改革・改善につなげるなど、団体の自律的な運営に寄与している。

明らかになった課題への対応がなされたことなどにより、改善を要するとされるC又はD評価があった団体の数は、初めて実施された平成15年度の15団体から、平成23年度の2団体へと減少してきている。

《C又はD評価がある団体の数》

H15年度 15団体（全38団体中） → H23年度 2団体（全30団体中）

※ C又はD評価の団体の年度別推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
評価実施団体数	38	35	34	32	32	31	31	30	30
C又はD評価のある団体数	15	11	5	3	2	2	3	4	2
C又はD評価のある団体の割合(%)	39.5	31.4	14.7	9.4	6.3	6.5	9.7	13.3	6.7

3. 平成23年度実施団体経営評価について

(1) 団体自己評価結果について

「目的」「経営計画」「事業」「経営状況」の4つの部門の全体の評価は以下のとおり。

評価基準 A：良好な事象や傾向がみられる B：やや良好な事象や傾向がみられる

C：改善を要する D：大いに改善を要する

目的：A 18団体 B 12団体

経営計画：A 11団体 B 19団体

事業：A 7団体 B 23団体

経営状況：A 8団体 B 20団体 C 2団体

(評価Cがあった団体)

・(公財)三重県農林水産支援センター 経営状況C

指導事項：人件費等の経費削減、基金の一部取崩し等による収入の確保など

・(株)三重県四日市畜産公社 経営状況C

指導事項：自己資本の充実による財政基盤の改善、新たな中期計画の策定

4. 団体経営評価の見直しについて

団体自己評価結果を導き出す団体自己評価シート等について、より適切な評価結果を導き出せるよう、状況に応じて随時見直しを行っている。

(直近の見直し)

平成23年度実施団体経営評価において、下記の評価様式の見直しを行った。

- ・ 財務概況表の簡素化
- ・ 団体の自己評価の詳細を公表

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の改正内容

前回改正（平成20年3月26日公布）の内容

- 1 第6条中「、定款又は寄附行為」を「又は定款」に改める。

公益法人制度改革により、従来の民法で財団法人の基本的規則を意味した「寄附行為」という用語が廃止され、社団法人の基本的規則と同じ「定款」に統一されたことに伴う改正

- 2 第10条第2項中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に改める。

旧信託法では、第66条以下に規定されていた公益信託の内容について、旧信託法の題名を「公益信託ニ関スル法律」と改正した上で、同法に規定されたことに伴う改正

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

2 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例

(平成14年3月26日公布)

県の出資法人は、公的なサービスを民間の経営手法の導入等を通じて機動的・弾力的に行うことにより、その行政目的の確実・効果的な達成をすべきものですが、社会経済情勢の変化に伴い、そのあり方などについて変革が求められています。

本県では、平成10年度からの行政システム改革により、33団体について見直し方針及び実施計画が策定され、2団体の廃止、8団体の統廃合等が実施され、また、出資法人の情報公開の実施等、一定の改善努力がなされていました。

しかしながら、依然として課題も多く、議会等において、様々な指摘等もなされていました。

県は、その出資の割合が4分の1又は2分の1以上の団体（出資法人）について、地方自治法上、監査（4分の1以上）、予算執行に係る調査（2分の1以上）など様々な権限が認められています。県が外郭団体への出資者として県民の利益等を確保する立場に立って、このような権限を背景に、県の出資法人に対する関わり方の基本的事項を定めるため、本条例が制定されました。

(参考) 条例の検討経過 (抜粋)

- H13. 10.3 第1回検討会 条例案検討の範囲
- H13. 11.5 第2回検討会 経過説明、条例案検討の範囲、条例案構想
- H13. 11.26 第3回検討会 経過説明、第1次検討案
- H13. 12.3 第4回検討会 第1次検討案に対する執行部意見
- H14. 1.24 第5回検討会 第2次検討案
- H14. 2.6 第6回検討会 中間報告案
- H14. 2.26 第7回検討会 条例案
- H14.3.20 本会議において可決

2 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 (平成14年三重県条例第41号)

(目的)

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

(役割分担と協働)

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

(事業)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

(情報公開)

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(役員)

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

(財務運営)

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(県の委託業務等)

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

(評価)

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一の出資法人に対して、当該二分の一の出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一の出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められる

ものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

（出資割合等の見直し）

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

（教育委員会等所管主要出資法人の特例）

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

（出資）

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四

第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。)

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則 (平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、(中略)第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(特例民法法人に関する経過措置)

- 2 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第百六条第一項(同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものをいう。)については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重県地域産業振興条例	公 布 日	平成17年10月21日	整理 番号 3
条 例 番 号	平成17年三重県条例第82号	直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	雇用経済部雇用経済総務課	(内線)	2355	
条例の概要	県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにするとともに、県及び事業者の責務並びに県民の役割を定めるものである。			条例の 類型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
① 必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地域に活力と雇用を生み出す産業の振興は継続して行うことが必要であり、とりわけ南北に長い本県においては地域特性に応じた産業の振興を図ることが重要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	経済のグローバル化の進展等が地域経済に大きく波及し、県民生活にも大きな影響を与えており、様々な課題を克服し、地域産業の活性化を図るためには、地域住民や市町、事業者等と連携を図り、取り組むことが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	産業の振興に関する施策については、関係部局において実施している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	いいえ	本条例は地方自治法第14条第2項に基づくものではないため、規則、要綱等で規定するなどの余地はあると考える。	
② 適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
③ 有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
④ 効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	本条例制定後に制定された「三重の森林づくり条例」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」及び「みえの観光振興に関する条例」の基本理念等には、本条例の目的等が包含されていると思われる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
④ 効率性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	いいえ	本条例制定後に制定された「三重の森林づくり条例」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」及び「みえの観光振興に関する条例」と本条例との関係において、基本理念や県の責務等に重複が見受けられる。	

⑤ 公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい			
⑥ その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい			
点検・見直し結果	その他	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
					有	無

三重県地域産業振興条例の執行状況等について

平成 24 年 6 月 22 日

雇 用 経 済 部

1 条例の趣旨等

条例の趣旨は、「近年の社会経済活動における国際化の進展及び社会的経済的環境の変化が地域経済に大きく波及し、県民の生活に大きな影響を与えていることにかんがみ、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現するため、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進するもの」とされています。

県の責務としては、

- ① 基本理念にのっとり、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めつつ、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ② 県内物品等及び産業に携わる者の活動について、県民の関心を深める。
こととされています。

2 執行状況等

(1) 地域別の産業振興方策等の策定

北勢地域：北勢地域産業振興方策（H19.11）ほか4件

津地域：津地域企業立地促進基本計画（H19.10）

松阪地域：松阪地域産業振興方策（H19.2）ほか1件

伊勢志摩地域：伊勢志摩地域産業活性化基本計画（H23.7）

伊賀地域：伊賀地域の集客力向上方策（H22.5）ほか3件

東紀州地域：東紀州地域振興創造会議報告書ほか2件

(2) 方策の策定・実践の支援（地域産業振興方策実践支援事業の実績）

県内外での取組事例を紹介する講演会等

平成 23 年度：今後の産業政策の展開について（30 名）、農商工連携促進セミナー（45 名）

平成 22 年度：農商工連携促進セミナー（33 名）、農商観連携促進セミナー（30 名）

平成 21 年度：低炭素社会シンポジウム（600 名）、農商工連携促進セミナー（31 名）

平成 20 年度：農商工連携促進セミナー（98 名）、女性起業家育成セミナー（14 名）、
地域固有産業発展セミナー（32 名）、感性価値創造セミナー（60 名）、
観光振興セミナー（50 名）、地域産業政策トップセミナー（250 名）

平成 19 年度：観光まちづくりセミナー（56 名）、ブレイクスルーセミナー（2 回・86 名）、
地域団体商標セミナー（37 名）、輸出促進セミナー（84 名）、ホスピタリテ
ィ・アップセミナー（39 名）、人材育成講座（6 回・120 名）

(3) 県民への広報活動

① リーディング産業展の開催 (H15～)

H18:169 者 6,236 人、H19:183 者 6,821 人、H20:190 者 7,094 人、H21:196 者 6,883 人、
H22:213 者 6,911 人、H23:231 者 7,823 人

② みえ農商工連携フェアの開催

H22:約 8,100 人(松阪ベルファーム)、H23:約 8,800 人(メッセウイング・みえ)

③ 民間企業との包括協定の締結

事業者と地域社会との連携の観点から、企業が取り組むCSR活動(企業の社会的責任)を円滑に進めるため、平成18年度に農水商工部が受入窓口(平成24年度からは雇用経済部)となり、現在、株式会社ローソンをはじめ6社と包括協定を締結しています。

(4) 課題

経済のグローバル化の進展や円高などにより、県内産業は大きな影響を受けていることから、地域の産業の維持・向上を図るため、こうした課題に応じた施策を全庁的、総合的に実施する必要があります。特に、地域の産業は、雇用の場や社会的インフラの提供等の重要な役割を担っていることから、地域の資源や特性を生かした競争力のある製品等の提供や新たな分野への展開を促進するなど、持続的発展につながる取組を支援することが必要です。

また、本条例制定後、国においても「企業立地促進法」(平成19年6月施行)、「中小企業地域資源活用促進法」(平成19年6月施行)、「農商工連携促進法」(平成20年7月施行)など、地域の資源や特性を生かして地域経済の活性化を図る新たな施策が整備されたことから、的確に対応していくことが必要です。

3 今後の方針

市町、関係団体、産業に携わる方々、地域住民など地域の関係者が、地域のものづくり基盤や歴史、文化、自然などの地域資源や地域特性を生かし、主体的、積極的に地域の産業振興に取り組んでいただけるよう、産業振興方策の実践支援とともに、意見交換の場づくりなどの働きかけを一層進めてまいります。

また、国の支援策等も活用しながら、地域で取りまとめられた産業振興方策の取組実現に向け、支援を行ってまいります。

参考 地域の特性に応じた産業の振興について

1 地域別方策づくり (第6条関係)

—津地域—

【津地域企業立地基本計画策定委員会】
津地域企業立地促進基本計画(H19.10)

—伊賀地域—

【伊賀のほんまもん協議会】
伊賀市産業振興ビジョン(H19.2)
名張市産業振興ビジョン(H21.3)
○伊賀地域の集客力向上方策(H22.5)
【伊賀・名張地域基本計画策定委員会】
伊賀・名張地域企業立地促進基本計画(H20.3)

—東紀州地域—

【東紀州地域振興創造会議】
○東紀州地域振興創造会議報告書(H19.8)
【南三重地域活性化事業推進協議会】
南三重地域活性化に関する提言書(H20.3)
【尾鷲地域基本計画策定委員会】
尾鷲地域企業立地促進基本計画(H19.12)

—北勢地域—

【北勢地域経済振興会議】
○北勢地域産業振興方策(H19.11)
【北伊勢広域観光推進協議会】
○北勢地域観光振興方策(H20.5)
【桑員地域の農業を中心とした話し合いの場】
○桑員地域の農業を中心とした産業振興方策(H20.3)
【三泗・鈴亀地域の農業を考える会】
○三泗鈴亀地域産業振興方策(農業編)(H20.9)
【三泗地域企業立地基本計画策定委員会】
三泗地域企業立地促進基本計画(H19.7)

—松阪地域—

【松阪地域産業振興連絡会議】
○松阪地域産業振興方策(H19.2)
【松阪地域企業立地基本計画策定委員会】
松阪地域企業立地促進基本計画(H20.3)

—伊勢志摩地域—

【伊勢志摩地域産業活性化基本計画策定委員会】
伊勢志摩地域産業活性化基本計画(H23.7)

「○」は、地域産業振興方策として位置づけているもの

2 県民への広報活動 (第7条関係)

リーディング産業展の

開催	(来場者数)
2006年	6,236人
2007年	6,821人
2008年	7,094人
2009年	6,883人
2010年	6,911人
2011年	7,823人

みえ農商工連携フェアの

開催	(来場者数)
2010年	約8,100人
2011年	約8,800人

企業による地域貢献活動の促進

企業との包括協定の締結

- H18.4 : (株) ローソン
- H20.10 : (株) サークルKサンクス
- H21.1 : 中日本高速道路(株)
- H22.10 : イオン(株)
- H23.2 : (株) ファミリーマート
- H24.6 : (株) セブン-イレブン・ジャパン(予定)

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

3 三重県地域産業振興条例（平成17年10月21日公布）

- 1 地域産業については、近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等による市場や産業構造の変化は、地域経済及び県民の生活に大きな影響を及ぼし、特に小規模・零細と言われる事業者については、長引く不況の中で活力を無くしている状況でした。
- 2 また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域によって異なっていることから、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが重要と考えられました。
- 3 このような状況に鑑み、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進すること、及び県民、産業に携わる者、市町村、及び県が協働することを通じて、三重県の将来を支える産業を力強く推進して、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現する必要があることから、地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与するため、本条例が制定されました。

（参考）条例の検討経過（抜粋）

H16.3.19 第1回検討会 座長選出

H17.1.7 第10回検討会 条例案及び条例制定スケジュール案についての委員間協議

H17.7.7 第20回検討会 条例案についての委員間協議及び執行部協議

H17.9.20 第23回検討会 条例案の最終確認

H17.10.19 本会議において可決

3 三重県地域産業振興条例 (平成17年三重県条例第82号)

三重県は、温暖な気候、風土などの自然条件に恵まれるとともに、京阪神及び中京の大消費地に近接することから、各地域においては地域の特性に応じた農林水産業が営まれてきた。これらの農林水産業は、水源のかん養、県土の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を発揮してきた。さらに、北勢地域、伊賀地域などにおいては、石油化学、輸送用機械、電気機械などの産業の集積が進み高い生産性を有している。このような産業資源の蓄積は、先人たちのたゆまぬ努力により築き上げられたものであり、地域経済の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかしながら、近年、社会経済活動における国際化の進展や社会的経済的環境の変化などが地域経済に大きく波及し、県民の生活に大きな影響を与えている。

このような事態に対し、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて三重県の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現していかなければならない。また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが必要である。

ここに、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与するため、この条例を制定する。

(基本理念)

第一条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第二条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密

な連携協力を努めなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、第一条の基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、地域の振興に資するため、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題について協調して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、地域における産業の振興が県民の生活の安定向上に寄与することにかんがみ、県内で生産され、製造され、又は提供される物品等（第七条において「県内物品等」という。）及び産業に携わる者の活動について関心を深め、県が実施する地域における産業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第五条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 一 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること。
- 二 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。
- 三 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
- 四 産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。
- 五 研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。
- 六 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。
- 七 観光及びその関連産業の振興を図ること。
- 八 地域の自主的な取組による農山漁村、商店街等の活性化を促進すること。

2 農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 農林水産業が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を促進すること。
- 二 県内で生産される農林水産物を県民が愛着を持って消費し、又は利用することを通じて、その需要の増進を図るとともに、地域が培ってきた生活文化への県民の理解を深めること。

3 農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針は、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携を促進し、産業

の集積を図ること。

二 地域の振興に寄与し、又は地域の雇用の場の確保若しくは雇用機会の創出に資することが見込まれる企業の県内への立地を促進すること。

三 中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に努めること。

(地域の特性に応じた産業の振興)

第六条 県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

(広報活動)

第七条 県は、地域における産業の振興に資するため、県内物品等及び産業に携わる者の活動についての県民の関心を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の規定については、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重の森林づくり条例	公布日	平成17年10月21日	整理番号 4
条例番号	三重県条例第83号	直近改正日	-	
所管部局課	森林・林業経営課	(内線)	PHS 5823	
条例の概要	三重の森林を守り、又は育てること(三重のもりづくり)について、①基本理念を定め、②県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにして、③県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものである。			条例の類型 理念型
視点	項目	回答	検討内容	
① 必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例の目的は「三重のもりづくりについて基本理念を定め、県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにして、県の施策の基本となる事項を定めること」であり、現在でも妥当である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の対象である森林は県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的な機能を有し、かつ、この恩恵は県民全てが享受するために公的な関与を行っていく必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	現在、全ての事務・事業を行っている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	県全体としての理念や責務を定めるために、規則、要綱で規定することができず、条例以外の手段で目的を達成する方法はない。	
② 適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	条例は、森林・林業基本法及び森林法に抵触していない。 また、条例第11条による基本計画は、森林・林業基本法による森林・林業基本計画及び森林法による地域森林計画と整合している。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する事務手続と実務上の手続には差異はない。	
③ 有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の手段として条例第11条により基本計画を定め、条例第21条により財政上の措置を定めているために、条例の目的と手段は整合している。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、みえ県民カビジョン施策313「林業の振興と森林づくり」と整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	平成23年9月に三重県森林審議会に対して①条例の見直し、②基本計画の改定について諮問し、「条例の見直しの必要はなく、基本計画を改定する」旨の答申を受けている。このため、条例の効果を疑問視する評価は受けていない。	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	三重の森林が豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくための総合的な方向性を定めた条例であり、一部であっても廃止した場合には目的達成に支障がでる。	

④ 効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。						
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい	条例が定める手段は十分であり追加すべき規定はない。						
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	関係する法令との間において、条例の手段との重複はない。						
⑤ 公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい							
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	森林がもたらす恩恵は、全ての県民が享受しているため、条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。						
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい							
⑥ その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例第6条において基本理念の1つとして県民の参画を定め、第7条第2項において県の責務として県民、森林所有者等、事業者等との協働を定めており、県以外の主体との連携に配慮している。						
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	平成23年9月に三重県森林審議会から「条例の見直しの必要性はない」との答申を受けている。 その他特に市町から条文の改正を求める意見を受けていない。						
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理	由	特	記	事	項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。				有	無		

三重の森林づくり条例の執行状況等について

1 平成23年度における三重の森林づくり条例及び基本計画の改定について

日付	内容
平成23年9月1日	<p>第104回三重県森林審議会において三重の森林づくり条例付則3*により、当該条例及び基本計画の実施状況を踏まえて、「同条例の見直し」及び「基本計画の改定」について諮問を行いました。</p> <p>実施状況の検討を行った結果、当該条例については見直しを行わず、基本計画を改定する旨の答申を受けました。</p> <p>なお、基本計画の改定については今回出された意見を参考として第105回森林審議会において再度審議することになりました。</p> <p>当該条例付則3*「この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。」</p>
平成23年10月4日	平成23年第3回定例会生活文化環境森林常任委員会において三重の森林づくり条例の見直しを実施せず、基本計画の改定案について概ねの了解を得ました。
平成23年10月11日～11月10日	基本計画の改定に対して県民から意見等を募集し、45件の意見を聴取して、基本計画の改定案に対応しました。
平成23年12月16日	第105回三重県森林審議会において基本計画の改定案について諮問し、基本計画の改定案を原案どおり認めるとの答申を受けました。
平成24年3月6日	平成24年第1回定例会生活文化環境森林常任委員会において三重県議会定例会議案(議案第72号:三重の森林づくり基本計画の変更について)について説明を実施しました。
平成24年3月19日	三重県議会定例会議案(議案第72号:三重の森林づくり基本計画の変更について)について議決を経ました。

2 執行状況について

第7条関係(県の責務)

三重のもりづくりの推進についての基本理念に基づき、施策を総合的に策定し、計画的に実施しています。

基本理念	基本施策
森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全 森林の区分に応じた森林管理の推進
林業の持続的発展	林業及び木材産業等の振興 担い手の育成及び確保 県産材の利用の促進
森林文化及び森林環境教育の振興	森林文化の振興 森林環境教育の振興
森林づくりへの県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進 森林づくりの意識の啓発

第11条関係(基本計画)

基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経ています。

月日	基本計画の内容
平成18年3月	条例を踏まえて環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。
平成24年3月	森林・林業を取り巻く状況の変化に的確に対応し、暮らしの安全・安心を支える災害に強い森林づくりや林業の再生などを着実に推進するため、必要な見直しを行い、「三重の森林づくり基本計画2012」を策定しました。なお、詳細な経緯は別紙のとおりです。

基本計画に基づく実施状況について毎年1回、議会に報告するとともに、これを公表しています。

月日	議会報告及び公表
平成19年11月	三重の森林づくり実施状況報告書(平成18年度版)
平成20年9月	三重の森林づくり実施状況報告書(平成19年度版)
平成21年9月	三重の森林づくり実施状況報告書(平成20年度版)
平成22年9月	三重の森林づくり実施状況報告書(平成21年度版)
平成23年9月	三重の森林づくり実施状況報告書(平成22年度版)

第12条関係及び第13条関係(「森林の整備及び保全」及び「効果的かつ効率的な森林づくり」)

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、環境林、生産林の森林区分に応じた多様な森林整備を進めています。

(1) 環境林・・・針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めています。

(2) 生産林・・・林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めています。

◎環境林及び生産林における間伐面積について

区分	環境林間伐面積	生産林間伐面積	間伐面積
平成18年度	2,477ha	4,975ha	7,452ha
平成19年度	3,355ha	5,719ha	9,074ha
平成20年度	4,067ha	5,100ha	9,167ha
平成21年度	3,446ha	6,336ha	9,782ha
平成22年度	2,800ha	6,256ha	9,056ha
計	16,145ha	28,386ha	44,531ha

第14条関係(林業及び木材産業等の健全な発展)

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工にいたる連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図っています。

◎森林の団地化面積等について

区分	森林の団地化面積	高性能林業機械の保有状況	林道及び作業道開設延長
平成18年度	288ha	39台	25,553m
平成19年度	71ha	44台	10,410m
平成20年度	676ha	55台	10,833m
平成21年度	3,282ha	60台	7,589m
平成22年度	1,910ha	64台	8,155m
計			

第15条関係(担い手の育成及び確保)

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行うとともに、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めています。

◎新規就業者数について

区分	新規就業者数	備考
平成18年度	29人	
平成19年度	33人	
平成20年度	43人	
平成21年度	45人	
平成22年度	76人	
計	226人	

第16条関係(県産材の利用の促進)

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、「三重の木」認証制度の普及などにより、品質の確かな県産な県産材の認証制度を進めています。また、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化をはたらきかけています。

◎「三重の木」出荷量等について

区分	「三重の木」出荷量	県有施設の木造化
平成18年度	5,137m ³	18施設
平成19年度	8,416m ³	10施設
平成20年度	8,740m ³	11施設
平成21年度	8,668m ³	11施設
平成22年度	9,154m ³	12施設
計	40,115m ³	

第17条関係及び第18条関係(「森林文化の振興」及び「森林環境教育の振興」)

県民が森林との豊かな関わりが持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めています。また、森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを行っています。

◎森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数について

区分	森林文化・森林環境教育指導者数	森林文化・森林環境教育活動回数
平成18年度	270人	1,105回
平成19年度	341人	1,393回
平成20年度	376人	2,646回
平成21年度	445人	3,499回
平成22年度	455人	2,457回
計	1,887人	11,100回

第19条関係(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めています。

◎森林づくりへの県民参画について

区分	森林づくりへの県民参画
平成18年度	11,596人
平成19年度	12,355人
平成20年度	17,175人
平成21年度	19,512人
平成22年度	24,241人
計	84,879人

第20条関係(三重のもりづくり月間)

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施しています。

◎三重のもりづくり月間について

区分	三重のもりづくり月間における各種行事の活動回数
平成18年度	8回
平成19年度	8回
平成20年度	8回
平成21年度	8回
平成22年度	8回

第21条関係(財政上の措置)

三重のもりづくりに関する施策を実施するために財政上の措置を実施しています。

◎主な施策の決算額について

区分	決算額
平成18年度	7,346,656千円
平成19年度	6,463,154千円
平成20年度	7,027,719千円
平成21年度	7,999,326千円
平成22年度	8,376,050千円

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

4 三重の森林づくり条例（平成17年10月21日公布）

三重県の森林は県土の7割を占め、総面積37万haであり、水源の涵養、県土保全などの多面的機能は、県民に重要な恩恵を与えてきました。

しかし、平成16年9月の台風21号において、斜面崩壊や土石流によって人的被害を伴う災害が発生するなど、その多面的機能が森林のサイクルを支える林材業の不振により重大な危機に瀕しています。

そのため、林材業政策の基幹部分を明らかにするとともに、林材業の活性化などの基本的な政策を規定することにより、県民の安心・安全に寄与するため、本条例が制定されました。

（参考）

※ 平成16年9月26～30日にかけて、台風21号と秋雨前線に伴う豪雨により、西日本を中心に各地で被害が発生しました。特に9月29日には三重県南部の宮川村では1時間に110mmを越す豪雨に見舞われました。

※ 宮川村の被害

- ・ 人的被害：死者6名 行方不明1名 重傷者2名
- ・ 住宅被害：全壊31戸 半壊・一部損壊17戸
- ・ 森林についても大規模な山腹崩壊、土石流が見られ、林道施設も被災。

（参考）条例の検討経過（抜粋）

H16.12.17 第1回検討会 座長選出、スケジュール確認

H17.7.7 第10回検討会 要綱案修正（前文）、条例案提示、他県条例調査

H17.9.14 第15回検討会 パブリックコメントの対応

最終案の確認

H17.10.19 本会議において可決

4 三重の森林づくり条例 (平成17年三重県条例第83号)

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用 育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない

らない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」とい

う。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参加する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重県地域づくり推進条例	公 布 日	平成20年5月20日	整理 番号 5
条 例 番 号	平成20年三重県条例第32号	直 近 改 正 日	—	
所管部局課	地域連携部地域支援課	(内線)	2420	
条例の概要	地域づくりが自立的な地域社会の形成において重要な役割を果たすものであることにかんがみ、多様な主体の協働による地域づくりが推進され、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、地域づくりに関し、基本理念を定めるとともに、県の役割等を明らかにする。			条例の 類型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
① 必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地域活性化の実現は永遠の課題であるため、多様な主体が地域づくりに関し共通の認識を持ち、共に取り組むことが必要であるとの考え方は変わらないことから、「地域づくりに関する基本理念」や「県の役割等」を条例で定めることは、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	今後も、多様な主体が結びつき、みんなで力を合わせて、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めていくために、公的な関与を行っていく必要が認められる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	本条例に基づく地域づくりの仕組みとして「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」と「美し国おこし・三重」の取組を位置づけており、現在も取り組んでいる。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	いいえ	「地域づくりに関する基本理念」などを条例で定めることは、一定の効果はあるが、地域づくりを進めるにあたって、条例以外に達成する方法はないとまでは言えない。	
② 適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	本条例に基づく地域づくりの仕組みとして、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」と「美し国おこし・三重」の取組を平成20年第2回定例会11月会議政策総務常任委員会において示している。 また、仕組みに基づく地域づくりの実施状況の議会への報告については、翌年度の9月会議において報告を行っている。 以上のことから、実務上の食い違いはない。	
③ 有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	県は地域づくりの仕組みを構築することとしており、条例の目的と整合が図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	みえ県民力ビジョンにおいて、「地域住民、企業、NPO、県・市町等のさまざまな主体が、結びつき、みんなで力を合わせて、特色ある地域資源の磨き上げや、新しい地域資源の開拓等に取り組み、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めます。」などとしており、条例の目的との整合が図られている。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	効果を疑問視する評価を受けたことはない。	

	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	本条例は、「地域づくりに関する基本理念」などについて定めた条例であるため、一定の効果はあるが、一部であっても廃止した場合、明らかな支障が生じるわけではない。	
④ 効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	関係する法令との間において、条例の手段との重複はない。	
⑤ 公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
⑥ その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	本条例における地域づくりの基本理念の一つとして、住民、事業者、市町、県その他の多様な主体の協働による活動が規定されている。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			有	無

「三重県地域づくり推進条例」の執行状況について

1. 「三重県地域づくり推進条例」第4条に基づく仕組みについて

「三重県地域づくり推進条例」（以下「条例」という。）第4条第1項で規定された、地域づくりの仕組みとして、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」と「美し国おこし・三重」の取組を平成21年4月から位置づけています。

なお、この仕組みについては、条例第4条第2項の規定に基づき、平成20年第2回定例会11月会議政策総務常任委員会においてお示しさせていただきました。

(1) 「県と市町が連携・協働し、地域づくりの基盤を整備する仕組み」

地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県とこれまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要です。

そのため、県と市町の共管組織として設置した「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を条例に基づく仕組みとして位置づけ、連携・協働して地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めています。

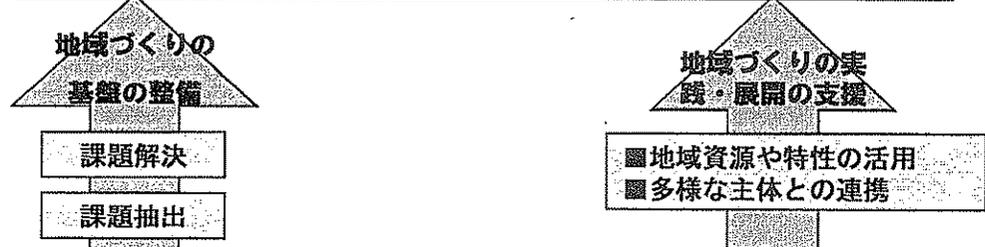
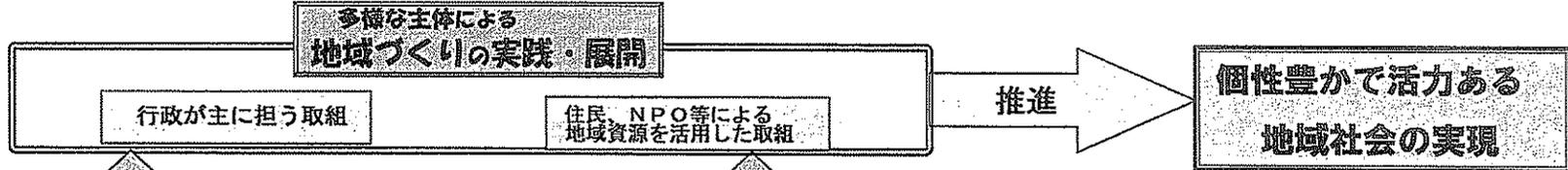
(2) 「多様な主体が参画し、地域づくりの実践・展開を支援する仕組み」

多様な主体による地域づくりが推進されるためには、住民の自発的な活動を活性化するとともに、地域の資源や特性など、多面的な価値の磨き上げを行っていくことが重要です。

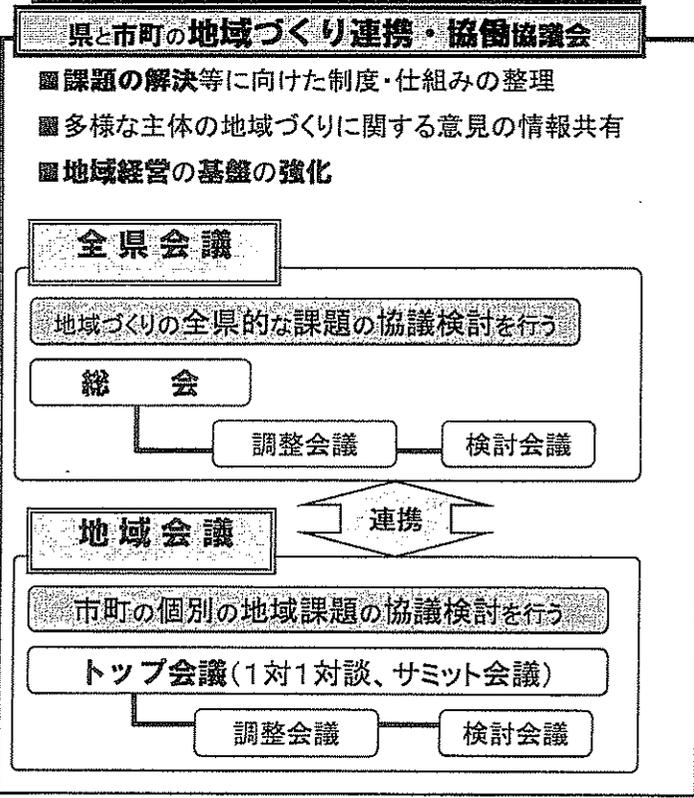
そのため、県と多様な主体が連携して活動する「美し国おこし・三重」の取組を条例に基づく仕組みとして位置づけ、地域づくりの実践・展開を支援することにより、自立・持続可能で元気な地域づくりをめざした取組を進めています。

また、条例第5条で規定された、県議会への報告については、県議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況を翌年度の9月会議において報告しています。

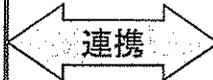
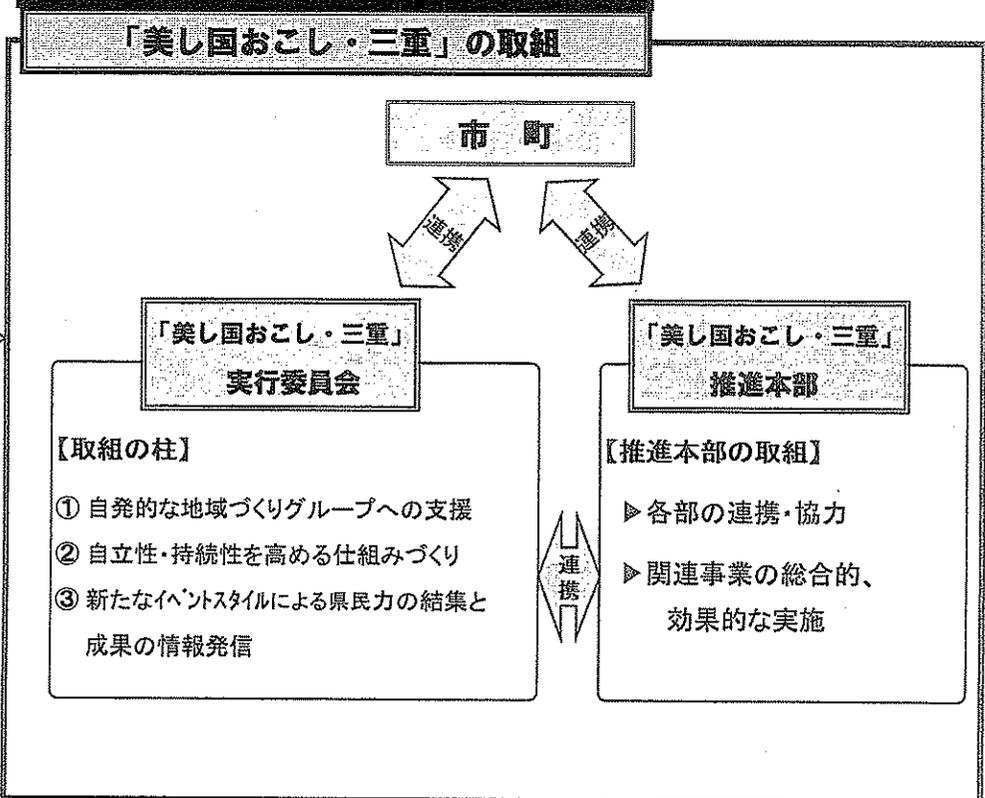
「県と市町の連携・協働」と「美し国おこし・三重」の仕組み(三重県地域づくり推進条例に基づく仕組み)



**県と市町が連携・協働し、
地域づくりの基盤を整備する仕組み**



**多様な主体が参画し、
地域づくりの实践・展开を支援する仕組み**



2. 平成23年度『県と市町の地域づくり連携・協働協議会』検討会議テーマ一覧

全県会議のテーマ	地域会議のテーマ	
	県民センター	テーマ
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議 ・地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議 	桑名	<ul style="list-style-type: none"> ・いなべの里の蕎麦ブランド発信について ・地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組について
	四日市	<ul style="list-style-type: none"> ・三泗地域の防災体制の強化について ・トイレマップについて ・四日市市の中核市移行について
	鈴鹿	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を活かしたまちづくりについて ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携について ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について ・救急医療機関の適正利用に関する啓発活動について
	津	<ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピー基地等を活かした地域づくりについて ・歴史街道等を活かした地域づくりについて
	松阪	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化地域対策について（山里の未来創造事業） ・定住自立圏構想の推進について
	伊勢	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策について ・伊勢志摩地域の集客について
	伊賀	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想について ・伊賀地域における防災・減災力向上について
	尾鷲	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化支援のあり方について ・地域における防災対策について
	熊野	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野地域における移住・交流の推進について ・防災に関する人材の育成及び活用について
計 2	計 21	

3. 「美し国おこし・三重」の取組について

1 概要

「美し国おこし・三重」は、特色ある地域資源を生かして取り組む地域づくりを基本に、平成21年から平成26年までの6年間にわたって多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値を向上させ、発信するとともに、集客交流の拡大を図り、自立・持続可能で元気な地域づくりへとつなげていく取組です。

平成21年のオープニングに始まり、「地域での美し国おこし」と「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」に取り組み、その成果を平成26年の県民力拡大プロジェクトへ集約し、披露します。

2 これまでの経緯

- 平成 19 年 8 月 ころのふるさと三重をめざしたイベント基本構想策定委員会を設置
- 11 月 基本構想策定委員会から知事に基本構想を答申
答申を基に、全員協議会において説明
- 12 月 県議会議長から、事業内容が不明確だとして、知事に申入れ
- 平成 20 年 2 月 「美し国おこし・三重」実行委員会設立、基本構想確定
- 9 月 県議会に三重県基本計画を議案として提出（9月補正予算案も提出）
- 11 月 執行部において訂正した三重県基本計画議案及び再提案した補正予算案が県議会において可決
- 12 月 「三重県地域づくり推進条例」に基づく地域づくりの仕組みとして、県議会へ提示
- 平成 21 年 4 月 「美し国おこし・三重」オープニング宣言
- 平成 24 年 3 月 三重県基本計画（改定版）議案が県議会において可決

3 平成 23 年度の取組実績について

(1) 地域での美し国おこし

① 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象として、座談会や説明会等を、平成 23 年度は 588 回、取組の開始以降 1,812 回開催しました。

② パートナーグループ登録の状況

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成 23 年度は 79 グループ、取組の開始以降 342 グループに登録いただきました。

③ パートナーグループへの支援

人材育成研修、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行いました。（「(4) 担い手の育成と支援」の項目で説明）

(2) テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

① 「海の命・森の命」

「人と自然の絆づくり」を理念に、三重県全域に広がる自然の恵みを生かしながら、豊かな暮らしづくりをめざすプロジェクトを展開しました。

② 「地域の誇り・地域の夢」

「人と地域の絆づくり」を理念に、歴史・文化をとおして人々と地域のつながりを深め、地域の誇りを見つめ直し、豊かな地域社会づくりをめざすプロジェクトを展開しました。

(3) 節目に行う効果的な情報発信の取組

① 「美し国おこし・三重」成果発表・交流会の開催

「美し国おこし・三重」の取組やパートナーグループの活動の成果を発表し、相互の交流連携を促進するとともに、県内外へ情報発信するため、「『美し国おこし・三重』“ヒト・モノ・コト” 発見・体感フェスタ」を次のとおり開催しました。

開催日：平成24年3月3日（土） 参加・来場者 約2,400人

場 所：メッセウイング・みえ（津市）

(4) 担い手の育成と支援

① 人材（地域づくりのリーダー）育成

平成23年度は、ファシリテーション研修、広報・情報発信研修をそれぞれ県内3地域で、マネジメント研修を2地域で実施し、併せて延べ124人の皆さんに受講いただきました。

② 専門家派遣

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するためにふさわしい専門家を、18件（延べ45回（日））派遣しました。

③ 広報・誘客支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援しました。（「(5) 情報発信」の項目で説明）

④ ネットワーク化支援

○ 拡大座談会

平成23年度は22回開催し、延べ1,234人に参加いただきました。

○ サポーターズクラブ

「美し国おこし・三重」の趣旨に賛同し、取組を応援していただける方に、「美し国おこし・三重」のPRや実行委員会の取組・パートナーグループの活動の支援をお願いするものです。

平成23年度末で、団体69件、個人150人の登録をいただきました。

⑤ 財政的支援

パートナーグループの活動の自立・持続性を高め、地域に貢献する取組として認定されたプロジェクトに係る初期投資の費用等を対象に6件、市町と合わせて約447万円（内、実行委員会負担約238万円）支援しました。

(5) 情報発信

「美し国おこし・三重」の理解促進を図るとともに、地域での「美し国おこし・三重」活動（個々のパートナーグループの活動）の認知促進に焦点をあてた情報発信や取材依頼を行いました。

また、「美し国おこし・三重」の広報紙やホームページ、メールマガジン、テレビ・ラジオ・新聞での広報等を行ったほか、マスコットキャラクターや広報グッズを活用して県内外のイベント等において取組のPRを行いました。

(6) 「美し国おこし・三重」基本計画の改定

平成20年11月に策定した「美し国おこし・三重」基本計画を改定しました。

(7) 県民力拡大プロジェクト実施計画の策定

平成26年の県民力拡大プロジェクトについて、実施計画を策定しました。

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

5 三重県地域づくり推進条例（平成20年5月20日公布）

- 1 平成12年に、地域づくりに係る「生活創造圏ビジョン推進条例」が制定、施行されていましたが、その後、同条例に関連した諸事業が廃止され、また、同条例も平成19年12月26日に廃止されたことから、地域づくりへの県の関与を規定した新たな条例が必要となっていました。
- 2 地域づくりを担う県民に対して、今後、県が行う補完・支援に関する基本的な方針や地域づくりの状況を明らかにするため、また、多様な主体による「地域づくり」の直接的な支援等を市町が行っている場合、その市町の取組を補完・支援する基本的なルールを定めるため、本条例が制定されました。

（参考）条例の検討経過（抜粋）

H19.5.18 第1回検討会 正副座長選出

H19.10.16 第5回検討会 参考人意見聴取（尾鷲市長、亀山市長、東員町長、紀北町長）

H20.2.20 第10回検討会 パブリックコメントに対する回答

H20.5.8 第14回検討会 パブリックコメントに対する回答、条例案採決

H20.5.16 本会議において可決

5 三重県地域づくり推進条例 (平成20年三重県条例第32号)

少子高齢化の進展、住民の地域社会とのかかわり方の変化等に伴い、地域においては、集落の有する機能の維持等に関し、看過することのできない問題が生じてきている。

しかしながら、一方では、住民自治を実現し、自立的な地域社会の形成を図るため、地域社会の様々な課題の解決に向けた地域の多様な主体による活動が行われており、このような活動は、地域の活性化にとって不可欠である。

地域の活性化の実現は、一朝一夕には成し得ない永遠の課題であるが、地域の多様な主体の協働による地域の資源や特性を生かした活動が活発に行われるためには、多様な主体が、地域づくりに関し共通の認識を持ち、共に取り組むことが必要である。

ここに、地域づくりに関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の多様な主体の協働による地域づくりが推進されるよう、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、地域づくりが自立的な地域社会の形成において重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地域づくりに関し、基本理念を定めるとともに、県の役割等を明らかにすることにより、多様な主体の協働による地域づくりが推進され、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「地域づくり」とは、住民、事業者、市町、県その他の多様な主体が、地域社会の課題の解決に向け、自然、歴史、文化等の地域の資源や特性を生かし、地域社会の維持及び形成に資するために行う、県内各地域における持続的な活動をいう。

(基本理念)

第三条 地域づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されるものとする。

- 一 地域社会の課題の解決のため、地域社会を支える多様な主体の協働により、その展開が図られること。
- 二 地域社会が住民の生活の場として、将来にわたって魅力あるものとなるよう、地域の資源や特性を生かし、地域経営の観点から持続的な活動が行われること。

(県の役割等)

第四条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ

協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。

3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第五条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(議会の役割)

第六条 議会は、地域づくりに関し、三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重県食の安全・安心の確保に関する条例	公 布 日	平成20年6月23日	整理 番号 6
条 例 番 号	平成20年三重県条例第33号	直 近 改 正 日	—	
所管部局課	農林水産部農産物安全課	(内線)	3154	
条例の概要	食の安全・安心を確保するための基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定める。	条例の 類型	理念型 規制型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
① 必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	この条例の目的は、①食の安全・安心確保に関する基本理念を定め、②県及び食品関連事業者の責務、並びに県民の役割を明らかにし、③施策の基本的な方針を定めることであり、食の安全・安心確保に対する県民の要請が引き続き高い状況にある現在、なお妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	「食の安全・安心の確保」は、本県が取り組むべき喫緊の課題であり、施策を総合的に推進するためには、公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例第10条に基づき策定された基本方針に定める18の実施すべき施策は、年度ごとの行動計画として全て実施されている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	食品衛生法による販売禁止時の「出荷の禁止」及び自主回収時の知事への報告は、県民の健康への悪影響を未然に防止するための妥当な措置であり、過度な規制とはなっていない。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	出荷の禁止など県内生産者等に対し権利を制限する条項を含むため、規則や要綱等では規定することができない。	
② 適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	条例の規制条項は、食品衛生法、JAS法、農薬取締法、薬事法などの規定を補完するものであり、他法令等を含め抵触するものではない。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に差異はない。	
③ 有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的に沿って「基本計画」が策定され、その中で定められた施策は、年度ごとの「行動計画」並びに「監視指導計画」に反映されており、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、みえ県民カビジョン113「食の安全・安心の確保」と整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	各年度に実施した事業の結果を「年次報告書」としてとりまとめ、外部の委員からなる「検討会議」等で審議のうえ公表しているが、さらなる事業の推進を求められており、条例の規定の効果を疑問視する評価を受けたことはない。	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	県、食品関連事業者、県民が信頼関係を持って施策を総合的に推進していくための取組が規定されているため、一部を廃止した場合、食の安全・安心の確保に支障が生じる。	
④ 効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例に定める手段は、目的実現のためにすべて必要であり、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例に定める手段は、現状の事業に対して十分であり、追加すべき規定はない。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	関係する法令との間において、条例の手段との重複はない。	

⑤ 公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	規制条項の執行等に伴う食品関連事業者のコスト負担を除き、条例執行に当たっての効果及びコストの配分は全ての県民を対象にしており適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行による効果は、全ての県民が対象となっている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	県民に対する特別なコスト負担は求めている。		
⑥ その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	第20条で、関係者との連携等を規定している。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	条文の改正を求める意見は受けていない。		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理	特	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		由	記	有	無
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		事		
			項		

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の執行状況

第7条関係（国等との連携）

- ・食品安全委員会との連携や食品表示監視協議会等を通じ、国との連携を図っています。
- ・全国食品安全自治ネットワークへの参加により、全国の都道府県等との情報交換や食品表示ハンドブックの作成などを行っています。

第8条関係（年次報告）

- ・毎年度、実施した事業の実施状況や今後の対応方針について「年次報告書」としてとりまとめ、推進会議及び検討会議で審議のうえ、9月の議会に報告するとともに、ホームページ等で県民に公表しています。

第9条関係（財政上の措置）

- ・各事業実施にあたっては、必要な予算措置を講じています。

第10条関係（基本方針）

- ・平成15年1月に策定（平成19年3月一部改正）済みであった「三重県食の安全・安心確保基本方針」を、条例の趣旨・内容に則って見直し、平成20年10月20日に改正しました。
- ・改正内容については、検討会議での審議やパブリックコメントによる県民の意見を反映してとりまとめのうえ公表しています。

第11条関係（体制の整備）

- ・平成20年7月に「三重県食の安全・安心確保推進会議」（農水商工部担当副知事を委員長とし、関係部局長で構成）及びその下部組織である「同 幹事会」を整備しました。
- ・食の安全・安心に関する危機発生時には、当初この推進会議が対応することとしてきましたが、平成24年度からは、危機的な事案への対応を強化するため、これを三重県危機管理計画に基づき対応することとしました。
- ・なお、平成20年4月からJAS法に基づく食品表示の所管を農水商工部から健康福祉部へ移管して、健康福祉部健康危機管理室に「食品表示グループ」を設置し、食品表示に関する事務を一元的に取り扱える体制としています。

【推進会議開催実績】

- ・平成20年度 3回開催（推進会議の設置、基本方針改正、規制条項に関する規則について、事故米穀の不正規流通について審議）
- ・平成21年度 1回開催（年次報告書について審議）
- ・平成22年度 1回開催（行動計画の一部改正・年次報告書について審議）
- ・平成23年度 6回開催（行動計画・年次報告書について、生食用食肉取り扱い施設に対する対応について、福島県等の農家から出荷された牛肉の県内流通について、県産牛の全頭検査実施について、危機発生時の食の安全・安心確保推進体制について審議）

第 12 条関係（監視、指導等）

・農薬、肥料等の生産資材に関する指導・検査や、製造・流通段階の監視・指導を毎年度策定する「農畜水産物安全確保監視指導計画」及び「食品監視指導計画」に基づき計画的に実施しました。

【生産資材等に関する指導・検査】

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
農薬販売者への立入検査	288	319	285	187
肥料の生産業者・販売業者への立入検査	261	298	336	207
動物用医薬品販売業者への立入検査	86	87	84	75
貝毒発生監視調査回数	62	48	55	44

【製造・流通段階の監視・指導】

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
食品の製造・加工の工程検査の実施件数	1,100 件	1,569	1,674	1,515	
食品関係営業施設の監視指導件数	Aランク施設	4,498 件	2,081	2,221	2,930
	Bランク施設	2,506 件	2,021	2,631	1,997
	Cランク施設	—	8,611	12,177	11,290
	Dランク施設	—	5,490	—	—
食品等の試験検査	2,304 件	1,609	1,674	1,745	
米トレーサビリティ法に基づく監視・指導件数（H23～）	—	—	—	351	

第 13 条関係（調査研究の推進）

・食の安全・安心の確保に関する調査研究として、農産物や畜産物の生産に関する技術開発と、その成果の普及啓発を行いました。

【主な調査研究内容】

年度	主な調査研究の内容
平成 20 年度	「地域性を考慮した農産物中残留農薬一斉分析法に関する研究」他
平成 21 年度	「オゾンの農業生産技術への利用」他
平成 22 年度	「コムギ縮萎縮病および株腐病の防除対策の確立」他
平成 23 年度	「農薬に代わる農業生産に利用可能な天敵昆虫や有用微生物の作物病害に対する防除効果の検証」他

第 14 条関係（人材の育成）

- ・食品関連事業者を対象に、法令に関する理解促進、知識付与のためのトップセミナー及びミニセミナーを開催しました。
- ・農薬販売者、農業協同組合職員等の農薬を取り扱う者を対象に、農薬に関する法令や指導事項などの研修を実施し、一定水準の知識を有する者を「三重県農薬管理指導士」として認定しました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
トップセミナー回数	9	6	6	6
ミニセミナー回数	6	10	29	3
農薬管理指導士新規認定者数	81	62	59	91

第 15 条関係（食育の推進による普及啓発）

- ・農水商工部と教育委員会事務局、生産者団体等が連携して「みえ地物一番給食の日」を設定し、学校給食への地域食材活用を進めるための取組を進めました。
- ・学校における食育を推進するため、モデル地域を指定して、実践的な取組を進めました。
- ・第 2 次食育推進計画（H23～H27 年度）においては、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を平成 27 年度に 40%にするという目標を設定しました。
- ・食事バランスガイド活用リーダー研修会を開催するとともに、多様な主体と協働し普及啓発を行いました。
- ・県政だよりで、あわただしい朝でも手軽に地物野菜が摂れるレシピを提案しました。

第 16 条関係（適正表示の推進）

- ・JAS法に基づく食品表示に関して、食品販売事業者に対して計画的に監視を行うなど、食品表示の適正化を図りました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
JAS法に基づく監視・指導店舗数	709	609	601	1,972
景品表示法に関する指導件数	10	11	8	4

- ・食品表示ウォッチャーを県民に委嘱し、日常の買い物の中で食品の表示状況をモニタリングしていただきました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委嘱人数	73	75	85	69
モニター店舗数	5,462	5,842	6,061	3,661
報告品目数	22,106	19,906	39,266	66,379
指導店舗数	25	34	27	15

第 17 条関係（自主基準の設定及び公開の促進）

- ・農産物の安全確保、品質管理、衛生管理等のため、三重県型GAP※を策定し、GAP手法導入を推進しました。
- ・安全で安心な畜産物を生産するため、飼養衛生管理基準等に基づく管理の徹底を指導しました。
- ・安全で安心な養殖水産物を供給するため、養殖特性に即した持続的養殖の生産確保や、マダイ養殖における生産情報公表、JASの取得取組やGAP手法に基づく生産工程管理手法の導入・普及を促進しました。
- ・安全で安心な県産きのこを供給するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組を推進しました。

第 18 条関係（認証制度の推進）

- ・人と自然にやさしい「みえの安心食材表示制度」やHACCP手法等を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」等の認証制度の推進により、事業者の自主的な取り組みを促進しました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
みえの安心食材登録件数	629	686	760	833
三重県HACCP手法導入認定制度取組品目数	210	226	237	242

第 19 条関係（相互理解の増進等）

- ・県民が食の安全・安心に取り組む生産者や食品製造事業者の生産・製造現場を見学し、意見交換を行う交流会や、県民、生産者、事業者などが正確な情報を提供・交換する場として、食品衛生に関するリスクコミュニケーションを各地で開催しました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
県民と事業者の交流会	10回 383名	1回 25名	2回 29名	4回 66名
リスクコミュニケーション	18回 561名	31回 1,180名	17回 630名	17回 441名

第 20 条関係（関係者との連携及び協働）

- ・食の安全・安心確保推進モデル地域（6 地域）を設定し、市町や地域団体など多様な主体と連携・協働しながら、食の安全・安心啓発の取組を集中的に支援、推進しました。
- ・地域の団体・グループと県が協働し、地域の実情に応じた食の安全・安心啓発活動を行う協働連携事業を実施しました。（H20 年度 5 事業、H21 年度 12 事業、H22 年度 20 事業）
- ・地産地消の取組について、NPO法人地産地消ネットワークみえとの協働により、地域サロン等を通じて、さまざまな主体が連携した地域食材利用の料理教室や消費者と生産者が交流する現地見学会の開催など地産地消や食育推進活動に取り組みました。
- ・事業者、関係団体の協力のもと年間を通して「食の安全・安心ミニ情報」を広報紙やチラシ等に掲載いただいてPRを行ったほか、各種イベント等で食の安全・安心確保のためのパネルを展示し、啓発を行いました。

第 21 条関係（施策の提案）

- ・平成 23 年度 1 件の提案があり、検討結果を通知しました。

【提案内容】

「ISO22000 認証取得、維持等の推進ならびに補助制度の新設について」

第 22 条関係（危害情報等の申出）

該当なし

第 23 条関係（出荷の禁止）

該当なし

第 24 条関係（自主回収の報告）

第 25 条関係（回収に係る指導等）

・事業者が条例に基づく食品等の自主回収に着手し県への報告をした場合、その情報を県ホームページで速やかに県民に提供することにより、自主回収を促進し、健康への悪影響の未然防止と食に対する県民の安全・安心の確保を図りました。

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自主回収報告件数	—	10 (7月1日～)	13	21

第 26 条関係（立入検査等）

該当なし

第 27 条関係（措置勧告）

該当なし

第 28 条・29 条関係（検討会議）

・平成 20 年 7 月に三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」）を設置しました。

【検討会議開催実績】

- ・平成 20 年度 3 回開催（基本方針改正案および規制条項に関する規則について審議）
- ・平成 21 年度 1 回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業の報告）
- ・平成 22 年度 1 回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業の報告）
- ・平成 23 年度 1 回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業、福島県等の農家から出荷された牛肉に関する対応等について報告）

食の安全・安心確保にかかる国の施策等の状況

年度	国の施策等	県の施策等	主な事件等
13年度 ～ 19年度	「食品安全基本法」制定(H15.5月、施行は7月) 「食品安全委員会」設置(H15.7月)	・BSE全頭検査の開始(H13.10月) ・食の安全・安心確保基本計画策定(H15.1月) ・食の安全・安心確保行動計画(H19～22年度)策定(H19.3月)	・国内初のBSE(牛海綿状脳症)感染牛確認(H13.9月) ・ミートホープ牛肉偽装(H19.6月) ・赤福不適正表示(H19.10月) ・中国産冷凍餃子薬物混入(H19.12月)
20年度		・健康危機管理室に食品表示グループを設置し、食品衛生法とJAS法を一元化(H20.4月) ・食の安全・安心の確保に関する条例制定(H20.6月)(規制条項施行はH21.7月) ・食の安全・安心確保推進会議・幹事会設置(7月)	・非食用米穀の不正流通(H20.9月)
21年度	消費者庁設置(9月) → 食品等の表示に関する業務が移管		
22年度	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレサビリティ法)」施行(10月) ・食品中の放射性物質の暫定規制値を定め、出荷・摂取制限を実施(3月～)	・米トレサビリティ法普及啓発 ・食の安全・安心確保行動計画(H23年度)策定	・口蹄疫国内発生(4月) ・鳥インフルエンザ県内発生(H23.2月) ・東日本大震災発生、原子力発電所事故により大量の放射性物質が放出され農水産物等を汚染(H23.3月)
23年度	・飼料・肥料等について放射性セシウムの暫定許容値を設定(8月～) ・生食用食肉の規格基準を設定(10月) ・消費者庁が「食品表示一元化検討会」を設置(9月～)	・米トレサビリティ法監・視指導開始 ・生食用食肉取扱施設の緊急監視実施(5月～7月) ・県産牛肉の放射性物質全頭検査を開始(8月29日～) ・生食用食肉取扱施設の届出制導入(10月～) ・食の安全・安心確保行動計画(H24年度)策定	・ユッケによる食中毒事件(4月) ・放射能に汚染された恐れのある牛肉の県内流通(7月)
24年度	・食品中の放射性物質の新基準(規格基準)を設定(4月)	・危機管理体制の強化(4月) ・県内に流通する食品中の放射性物質検査を開始(5月～)	

議員提出条例の検証に係る条例制定の背景・きっかけ

6 三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成20年6月23日公布）

1 製造技術の高度化、輸入食品の増加、冷凍技術の発達、遺伝子組換え食品の普及等、食生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

それらを背景に、BSE、鳥インフルエンザなど食品の安全性に関して発生した問題、県内をはじめとして全国各地で発生した食品表示に関する問題、輸入食品により健康被害等が発生したこと等により、食に対する県民の不安感や不信感が高まり、食の安全・安心の確保に対する要請が強まりました。

2 食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、

①県民の健康を保護するとともに、食に対する県民の不安感や不信感を取り除き、②地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築し、さらには、③安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図る必要があるため、本条例が制定されました。

(参考)

※ 平成19年10月12日「赤福」の消費期限改ざん問題が発覚

(参考) 条例の検討経過 (抜粋)

H19.12.7 第1回検討会 座長選出 今後の進め方

H20.1.25 第5回検討会 執行部意見

H20.4.8 第10回検討会 条例案(素案)

H20.5.27 第13回検討会 議長調整案に対する各派意見表明、表決

H20.6.17 本会議において可決

6 三重県食の安全・安心の確保に関する条例 (平成20年三重県条例第33号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本方針（第十条）

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進（第十一条—第十八条）

第二節 県民の参加等（第十九条—第二十二条）

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷の禁止（第二十三条）

第二節 自主回収の報告（第二十四条・第二十五条）

第三節 立入調査及び措置勧告（第二十六条・第二十七条）

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議（第二十八条・第二十九条）

第六章 雑則（第三十条）

附則

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければならない。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。

食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が発生したことから、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきている。

このような状況において、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。

ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食の安全・安心 食品の安全性及びその安全性に対する信頼をいう。
- 二 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 三 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
- 四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 五 生産者 食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。
- 六 特定事業者 次に掲げる食品関連事業者及び団体であって、県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
 - イ 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者
 - ロ 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
 - ハ イに掲げる者により構成される団体

(基本理念)

第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県民の信頼が確保さ

れることを旨として行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、食品等の表示が適正に実施されることにより、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等の安全性及びその安全性に対する信頼の確保について第一義的責任を有するとの認識の下に、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。

4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第六条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(国等との連携)

第七条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

第十条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全・安心の確保に関する基本的方向

二 食の安全・安心の確保のために実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県食の安全・安心確保のための検討会議に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進

(体制の整備)

第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(監視、指導等)

第十二条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の必要な段階において、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき効

果的に実施するため、必要な調査及び研究並びにその成果の普及啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進による普及啓発)

第十五条 県は、県民が食の安全・安心の確保についての理解と関心を深めることができるよう、家庭、地域、学校その他の様々な場における食育の取組の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する普及啓発を行うものとする。

(適正表示の推進)

第十六条 県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主基準の設定及び公開の促進)

第十七条 県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する自主基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(認証制度の推進)

第十八条 県は、一定の要件又は基準に基づいて県内で生産された農林水産物等及びそれらを主原料として使用して県内で生産された食品の認証制度等を積極的に推進し、安全でかつその安全性を信頼できる食品の生産、流通及び消費の拡大を図るものとする。

第二節 県民の参加等

(相互理解の増進等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第二十条 県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進するものとする。

(施策の提案)

第二十一条 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報等の申出)

第二十二條 県民は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷の禁止

(出荷の禁止)

第二十三條 生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。

第二節 自主回収の報告

(自主回収の報告)

第二十四條 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等

2 特定事業者（第二条第六号ロに規定するものを除く。）のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

(回収に係る指導等)

第二十五條 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告

に係る情報を提供するものとする。

- 3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。

第三節 立入調査及び措置勧告

(立入調査等)

第二十六条 知事は、第二十三条の規定の施行に必要な限度において、生産者に対して報告を求め、又は当該職員に、これらの者の事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問をさせ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置勧告)

第二十七条 知事は、生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生産者に対し、必要な措置を勧告することができる。

- 一 第二十三条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。
- 二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議

(設置及び所掌事務)

第二十八条 食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 食の安全・安心の確保に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 検討会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十九条 検討会議は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 消費者

二 食品関連事業者

三 学識経験を有する者

四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、二年とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

(規則への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四章第三節の規定は、平成二十一年六月三十日までに出荷された農林水産物については、適用しない。

3 この条例の施行の際現に策定されている三重県食の安全・安心確保基本方針は、第十条の基本方針とする。

(見直し)

4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。